

## (資料) 国連消費者保護ガイドライン改定についての CI からの提言 (概要)

国連貿易開発会議(UNCTAD)は、技術・商慣行・消費者の懸念をめぐる新たな状況に即して、国連消費者保護ガイドラインを更新するため、改定作業に着手しました。

国際消費者機構 (Consumers International : CI) は、世界 120 カ国に 240 の会員団体を持つ消費者団体の世界的な連帯組織で、国連消費者保護ガイドラインの改定プロセスにおける指名ステークホルダーとして UNCTAD に認定されています。

現在のガイドラインが、1985 年の制定以降、消費者保護の基準点としてよく活用され、今なお大きな価値を有していることから、CI は、まったく新たなガイドラインの策定よりも、現在のガイドラインの改定を提案します。

しかし、今日の消費者に資するべく、国連消費者保護ガイドラインは改定の必要があります。以下、我々の主要な提言の幾つかを申し述べます。

### すべての人々を消費者と認識すること。

- 消費者保護は、公式経済の中だけでなく、すべての消費者への拡大を認識すべきです。
- 都市部においても農村部においても、不利な立場に置かれた消費者の保護が、優先されるべきです。
- 国有企業も、民間企業と同様、消費者に対して責任を持つことを認識すべきです。
- 必需品や基本的なサービスへのアクセスは、「消費者の正当なニーズ」と認識する必要があります。

### デジタル消費 (Digital consumption) を認識すべきです。

- オンライン上での個人情報保護を強調すべきです。
- 購入方法に依らず、デジタル製品であるか否かに依らず、消費者を平等に保護すべきです。
- 食料、水光熱、公衆衛生と並んで、インターネットも基本的なサービスとみなす見方を提供すべきです。

### 市場の公正さについて、もっと重視する必要があります。

- サービス契約や利用規約は、小さな文字で書かれた冗長かつ複雑なものであるべきではありません。また、消費者を不合理な義務で縛るべきでも、不公正な条件や制約を強いるべきでもありません。
- 公正な競争を促すため、政府と規制当局は、市場のあり方や不正な取引慣行に立ち向かう権限を持つべきです。
- 不公正な取引慣行に対する団体訴権は、補償を求める上での基本的なツールであると認識する必要があります。

### 健康は、責任あるマーケティングの土台であると認識しなければなりません。

- 子どもに対する飲食物のマーケティングは規制、タバコとアルコールの宣伝は禁止もしくは厳しく規制すべきです。

### 特定部門に関するガイドラインの改善

- 金融サービス：サービス提供者は、消費者保護の一般原則のほか、サービスへのアクセス支援、競争およびシステムの安定性などに関する規定にも従うべきです。
- 水：公衆衛生およびユニバーサル・サービスの原則も盛り込まれるべきです。水資源へのアクセスを改善するため、補助金の活用が必要です。
- エネルギー：消費者のエネルギー使用が気候変動に及ぼす影響も明記する一方で、エネルギー資源へのアクセス拡大の必要性も強調すべきです。
- 食料：持続可能な食料生産の促進、食料価格の乱高下の抑制、食料廃棄問題への取り組みに対する支援が必要です。
- 医薬品：安価な医療へのアクセスを増進するため、ジェネリック医薬品競争を促進すべきです。

### 国連消費者保護ガイドライン履行への継続的支援

- 国際消費者保護の日：消費者保護についての認知度を高め、支持を広めるため、毎年 3 月 15 日を消費者保護の日と公式に認めるよう国連に求めます。
- 国際消費者保護ガイドラインの実施状況を監視するための、消費者保護に関する新たな常設会議の創設も求めます。